

大型カスタム蓄電システムに関する製造事業者等の資格審査規則

(趣旨)

第1条 この規則は、定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金（以下、本補助事業という）の応募要領（別冊）大型カスタム蓄電システム用に基づいて、大型カスタム蓄電システムの製造事業者等の資格審査（以下、資格審査という）を行ううえで必要な事項を定める。

(申請)

第2条 資格審査申請書（以下、申請書という）は一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、S I Iという）に登録された大型カスタム蓄電システム指定資格審査機関（以下、指定資格審査機関という）のフォーマットにより、工場（又は事業所）毎に指定資格審査機関に提出するものとする。その添付書類は表-1に示す通りとし、申請書3部を指定資格審査機関に提出しなければならない。

(試験設備の基準)

第3条 資格審査を受けようとする者は、表-2に示す試験設備を保有していなければならない。また、試験設備がリースの場合も保有していると解釈することを認める。

(統轄責任者)

第4条 資格審査を受けようとする者は、工場（又は事業所）毎に本補助事業に関する統轄責任者を設け、指定資格審査機関に届け出なければならない。なお統轄責任者は複数工場を兼務することはできない。

2. 統轄責任者は、本補助事業に関する管理責任を負うものとする。
3. 統轄責任者が変更になった場合、変更後30日以内に指定資格審査機関に届け出なければならない。

(管理者)

第5条 資格審査を受けようとする者は、工場（又は事業所）毎に本補助事業に関する管理者を設け、指定資格審査機関に届け出なければならない。なお管理者は複数工場を兼務することはできない。

2. 管理者は蓄電システムの試験及び検査について責任を負うものとする。
3. 管理者は「一般社団法人電池工業会が認める蓄電池設備整備資格者」の資格を有しなければならない。
4. 管理者が変更になった場合、変更後30日以内に指定資格審査機関に届け出なければならない。

(資格審査の実施)

第6条 資格審査は、申請書およびその添付書類に基づく書類審査及び工場審査により実施する。

2. 指定資格審査機関は、資格審査申請を受理した日から14日以内に、申請者に対し、審査員及び工場審査日時を製造事業者等資格工場審査通知書により通知する。また指定資格審査機関は、特別な理由がない限り資格審査申請を受理した日から1か月以内に工場審査を行わなければならない。

(資格審査の基準等)

第7条 資格審査に関する審査基準は、次の通りとする。

- (1) 添付書類が表-1を満足していること。
- (2) 工場審査において、実態が申請書およびその添付書類に記載された内容通りであり、かつ表-2に示す試験装置を保有していること。
- (3) 蓄電システムが標準書に定められた品質管理のもとに製造出荷され、更に出荷後の市場品質情報が常に製品の品質向上に反映される仕組みが確立されていること。
- (4) 計器類の校正記録簿が完備されていること。

(資格審査の結果等)

第8条 資格審査の実施結果は、資格審査結果報告書に(添付-1)資格審査表を添付して、指定資格審査機関より申請者に通知するものとする。

(住所・氏名等の変更手続き)

第9条 氏名又は住所(住居表示の変更を含む)を変更したときは、変更後30日以内に変更届3部を指定資格審査機関に届け出なければならない。

(移転等に伴う手続き)

第10条 工場(又は事業所)を他の地域へ移転したときは、本規則の第2条により、資格申請を行わなければならない。

(資格審査申請書の取下げ)

第11条 資格審査申請を取り下げようとする者は、取下届3部を指定資格審査機関に届け出なければならない。

表－1 資格審査申請書添付書類

	項 目	内 容
1	企業概要	(1) 代表者名, 住所 (2) 資本金 (3) 組織図 (本補助事業に関する統轄責任者及び管理者が明示されたもの) (4) 蓄電システム関係従業者数 (5) 総売上高及び蓄電システム売上高 (年間)
2	蓄電システムに関する実績	蓄電システムの過去3年間の納入実績 (原則として台数/年)
3	品質管理の状況	(1) 製品規格, 製造規格, 品質管理規程等の標準書一覧表 (2) 品質保証体系図他
4	試験設備の状況	試験設備一覧表 (表－2の基準を満足するもの)
5	その他	(1) 「蓄電池設備整備資格者」の取得状況 (蓄電池設備整備資格者免状もしくは受講票のコピー) (2) 関係書類の管理体制 (管理及び責任体制を明確にした規定類) (3) その他S I Iが審査に必要と認めるもの

*品質システムの国際規格であるISO 9000s の認証取得企業にあつては, 3 項「品質管理の状況」について申請書の添付書類を省略することができる。なお, この場合にはISO 9000 s の認証を取得済みであることを明記し, 「品質システム登録証」の写しを申請書に添付すること。

表－2 試験設備

	名 称	規 格
1	交流電圧調整器	製作する装置の最大容量に適したもの
2	交流電圧計	JIS C 1102 - 2 (直動式指示電気計器) に規定された階級0.5 級以上又はこれと同等以上の精度をもつもの
3	直流電圧計	同 上
4	直流電流計	同 上
5	交流電流計	同 上
6	周波数計	同 上
7	電力計又は力率計	同 上
8	歪率計	同 上 (ただし, 逆変換装置の場合に限る)
9	記録計	直流電圧及び電流が記録できるもの 各部の温度が測定できるもの
10	絶縁抵抗測定器	500 V 用
11	耐電圧試験装置	蓄電システムの試験基準を満足できるもの
12	抵抗器	同 上
13	その他	秤, スケール, ノギス, ストップウォッチ, 温度計, 等

解説

1) 大型カスタム蓄電システム製造事業者等が複数社にまたがる場合

① 会社A : 資格審査申請者、品質保証責任

会社B (国内外を問わず) : 試験設備保有

資格登録は会社Aが行う。よって、蓄電池設備整備資格者を有することが必要。

資格審査における工場審査は、会社Bにて行う。その際、会社Aの蓄電池設備整備資格者の立会いが必要。

なお、会社A→Bへの委託契約書等が必須。

② 会社A : 資格審査申請者

会社B : 品質保証責任、試験設備保有

資格登録は会社Aが行う。よって、蓄電池設備整備資格者を有することが必要。

資格審査における工場審査は、会社Bにて行う。また、会社Bに品質保証責任があるので、会社Bも蓄電池設備整備資格者を有することが必要。

なお、会社A→Bへの委託契約書が必須。

2) 計器類の校正に関し、その校正レベルを定めることはしない。

(添付一 1)

資格審査表

受付No. _____		指定資格審査機関名		印	
申請者		調査日 年 月 日 ()		試験員	
蓄電システムの区分		製造工場		立会人	
蓄電システムの種類				出席者	
項目	調査内容	調査結果	備考		
【試験設備の基準】	①試験設備の基準に示す試験設備を保有しているか		下記「試験設備の基準」による		
【統轄責任者】	①統轄責任者を設け指定審査機関に届け出ているか		申請書類の内容確認		
	②統轄責任者の責務が明確になっているか				
	③統轄責任者の変更を指定審査機関に届け出ているか				
	④統轄責任者を組織図に明確化しているか		申請書類の内容確認		
【管理者】	①管理者を設け指定審査機関に届け出ているか		申請書類の内容確認		
	②管理者の責務が明確になっているか				
	③管理者は蓄電池設備整備資格者であるか(※)		免状番号		
	④管理者の変更を指定審査機関に届け出ているか				
	⑤管理者を組織図に明確化しているか		申請書類の内容確認		
【資格審査の基準等】					
企業概要	①代表者名、住所、②資本金、③組織図 ④蓄電システム関係従業者数、 ⑤総売上高及び蓄電システム売上高		申請書類の内容確認 組織図中に統轄責任者・管理者が明確に記載されていること		
蓄電システムに関する実績	①蓄電システムの過去3年間の納入実績 (原則として台数/年)		申請書類の内容確認 2009年 台、2010年 台、2011年 台		
品質管理の状況	① ISO9000sの取得状況 ・登録証書の有効期限 ・付属書の付帯条件				
	②蓄電システムが標準書に定められた品質管理のもとに製造出荷され更に出荷後の市場品質情報が常に製品の品質向上に反映される仕組みが確立されているか ・製品規格、製造規格、品質管理規定等の標準書類一覧表 ・品質保証体系図 ・納入後に発生した不具合の処置・再発防止		ISO9000sを取得している場合は書類を省略できる		
試験設備の状況	①計器類の校正記録簿が完備されているか ②試験設備一覧表				
その他	①蓄電池設備整備資格取得状況				
	②関係書類の管理体制 (管理及び責任体制を明確にした規定類)				
	③その他 SIIが審査に必要と認めるもの				
				調査結果総合	

試験設備の基準

設備区分	名称	規格	員数	調査結果	備考
蓄電システム	交流電圧調整機	製作する装置の最大容量に適したもの	1		
	交流電圧計	JIS C 1102(直動式指示電気計器)に規定された階級0.5級以上又はこれと同等以上の精度をもつもの	1		
	直流電圧計	同上	1		
	直流電流計	同上	1		
	交流電流計	同上	1		
	周波数計	同上	1		
	電力計又は力率計	同上	1		
	歪率計	同上(ただし、逆変換装置の場合に限る)	1		
	記録計	直流電圧及び電流が記録できるもの 各部の温度が記録できるもの	1		
	絶縁抵抗測定器	500V 用	1		
耐電圧試験装置	蓄電システムの試験基準を満足できるもの	1			
抵抗器	同上	1			
その他	秤、スケール、ノギス、ストップウォッチ、温度計、等				
外箱	秤、スケール、ノギス、温度計、等				

(※)「一般社団法人電池工業会が認める蓄電池設備整備資格者」を有していない製造事業者等に関して、現在資格を取得するため受験申込中であることが証明できるもの(受講票のコピー)で代替可能。但し、蓄電池設備整備資格者免状取得後、蓄電システム審査申請までに指定資格審査機関に蓄電池設備整備資格者免状のコピーを提出し再度指定資格審査機関より資格審査結果報告書と資格審査表を発行してもらわなければならない。